

広域の自治体連携・産官学金連携で共同開発した
地方創生「ぶり奨学プログラム」が
氷見市において実現します。

慶應義塾大学 SFC 研究所
富山県氷見市
鹿児島県長島町

慶應義塾大学 SFC 研究所社会イノベーション・ラボ（代表 玉村雅敏）、富山県氷見市（市長 本川祐治郎）、鹿児島県長島町（町長 川添健）は、両地域の地方創生と、未来社会を先導する社会システム形成に資するため、2015年8月3日に3者で覚書を交わし、地方創生における「ぶり奨学プログラム」の研究開発を連携して行ってきました。

このたび、氷見市において、「氷見市ぶり奨学助成制度に関する条例」「氷見市ぶり奨学基金条例」及び、「ぶり奨学借入金利子補給に係る債務負担行為」についての議案が12月議会に上程され、12月20日の本会議でこれらの議案が可決されました。

また、12月22日に、氷見市内に本店・支店を置くすべての金融機関（7機関）と氷見市が「ぶり奨学プログラムに関する協定書」を締結し、実際に推進されることとなりました。

その詳細は、添付の（参考6）氷見市による記者会見資料を下さい。

【氷見市「ぶり奨学プログラムに関する協定書」について】

1. 概要

富山県氷見市は、氷見市で育った子どもたちがさらなる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援することを目的として、市内に本店または支店を置く7つのすべての金融機関（※1）と、「ぶり奨学プログラムに関する協定」を締結しました。

「地域に戻ってきたい」「もっと学びたい」「ふるさとの子どもたちを応援したい」「地元で就職・起業したい」…といった市民の希望をかなえる氷見市となるために、市民が利用する可能性がある、市内に本店・支店を置くすべての金融機関と連携して、様々な支援の制度を実施していきます。

※1：株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社富山銀行、氷見伏木信用金庫、氷見市農業協同組合、富山県信用漁業協同組合連合会。

2. 協定の内容等

（目的）

氷見市及び協定締結金融機関がお互いに連携協力することにより、氷見市で育った子どもたちがさらなる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援することが目的です。

（連携事項）

以下の事項について、知識、情報、ノウハウ、人材及びシステム等を活用した連携協力を行います。

- （1）ぶり奨学助成制度及びぶり奨学ローン制度の円滑な運営
- （2）両制度の1年ごとの利用状況の報告、今後の想定等についての情報交換
- （3）ぶり奨学寄附制度の持続性を高めること
- （4）ぶり奨学交流事業の実施に関すること
- （5）ぶり就職起業支援事業の実施に関すること
- （6）その他、協議により定める事項

3. 協定締結式

日時：2016年12月22日（木）午後3時

場所：氷見市役所 B棟2階 センター

(参考1)氷見市・長島町・慶應義塾大学 SFC 研究所による

「地方創生」における「ぶり奨学プログラム」の研究と推進に係る覚書について

1. 覚書の締結

日時： 2015 年 8 月 3 日

締結機関：富山県氷見市・鹿児島県長島町・慶應義塾大学 SFC 研究所

2. 主旨と目的

氷見市と長島町は、荒波や海流の中での回遊を経て育っていく、出世魚「鰯(ぶり)」ゆかりの地です。鰯のたくましい成長のあり方から示唆を得ながら、氷見市、長島町、慶應義塾大学 SFC 研究所の経験と知見を出し合い、協働での研究・開発を推進し、より効果的かつ持続可能な社会システムの構築を行うことに取り組むことで、それぞれの地方創生に資すること、ならびに、未来社会を先導する社会システム形成に貢献できることが期待できます。

その一環として、それぞれの自治体の市民・町民が、世界各地で活躍をすること、そして、地域に戻って、さらなる活躍をすることを支援することを主旨とする「ぶり奨学プログラム」について、慶應義塾大学 SFC 研究所に設置されている社会イノベーション・ラボの助言、ならびに、氷見市ならびに長島町に関わる産官学金労言の協力のもと、氷見市と長島町が相互に連携し、研究と推進に取り組みます。

3. 連携事項

- (1) 氷見市と長島町の地方創生に関すること。
- (2) まち・ひと・しごと創生の基本目標「地方への新しいひとの流れをつくる」と「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」に貢献する「ぶり奨学プログラム」の研究・推進・普及に関すること。
- (3) 氷見市と長島町が推進する、魚食や漁業に関する文化の普及・定着に関すること。
- (4) 地方創生を担う人材の育成と交流に関すること。
- (5) 氷見市および長島町ならびに慶應義塾大学 SFC 研究所の知的、人的および物的資源の活用に関すること。

(参考2) 鹿児島県長島町における「ぶり奨学プログラム」の推進

鹿児島県長島町と鹿児島相互信用金庫(理事長:稲葉直寿)は、慶應義塾大学 SFC 研究所社会イノベーション・ラボの助言のもと、ぶり奨学プログラムについての研究を重ね、2015 年11月27日に「ぶり奨学金制度に関する連携協定書」を締結しました。

長島町では、通常の金利より優遇された「ぶり奨学ローン」等の提供や、ぶり奨学基金から元金及び利息相当額を補填する「ぶり奨学金制度」、事業者やふるさと納税等から基金に寄付する「ぶり奨学寄付制度」などの運用が行われています。

(参考3) 慶應義塾大学 SFC 研究所「社会イノベーション・ラボ」について

慶應義塾大学 SFC 研究所は、1996 年 7 月に発足し、現在、慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科、大学院健康マネジメント研究科、総合政策学部、環境情報学部、看護医療学部の 2 研究科 3 学部の附属研究所として、21 世紀の先端研究をリードする研究拠点として活動しております。慶應義塾大学 SFC(湘南藤沢キャンパス)における教育・研究活動と、産官学および国内外の活動との双方向の協調関係を育みながら、諸科学協調の立場から先端的研究を行い、社会の発展に寄与することを目的としています。

慶應義塾大学 SFC 研究所に設置された「社会イノベーション・ラボ」は、2014 年 12 月、関連する領域のラボや研究プロジェクト等を統合・連動させる研究機構として発足しました。このラボでは、社会をよりよい方向に変えるための「社会イノベーション」のあり方やその実践モデル、支援ツール、科学技術イノベーションと社会イノベーションの相乗効果の実現モデルなどの研究・開発に取り組んでいます。その研究成果は、大学院政策・メディア研究科に設置されたプロフェッショナル育成コースである「社会イノベータコース」における教育プログラムに活用されています。



(参考4) 富山県氷見市について

氷見市は、富山県の西北、能登半島の東側付け根部分に位置しています。多くの幸をもたらしてくれる「青い海」と「みどり豊かな大地」を有し、人の心を引きつける自然の恵みに包まれています。日本海側有数の氷見漁港には、四季を通じて156種類もの魚が水揚げされ、初夏の「マグロ」、冬の「寒ブリ」、そして「氷見いわし」は広辞苑にも掲載されるほど有名です。また、日本ではじめて発見された洞窟住居跡「大境洞窟」や万葉の歌人大伴家持ゆかりの史跡など、歴史のロマンにも満ちあふれています。さらに、近年は市内各地で温泉が湧出し「能登半島国定公園・氷見温泉郷」の名称でPRに努めています。(氷見市 Web サイトより)



(参考5) 鹿児島県長島町について

長島町は、鹿児島県の最北端に位置する島で、九州本土とは異なる気候や自然環境の中で独自の文化・歴史が育まれてきました。古来、海洋交通の要で、遣唐使船やオランダ船も到来。

海・山・大地の恵みを生かし、食糧及び自然エネルギーの自給率が100%を超えます。特に、日本三代急潮で育った鰯の養殖は世界一。「鰯王」は、日本で初めてEUのHACCPを取得し、27カ国に輸出しています。

キャッチコピーは「長島大陸」。穏やかな気候で育った住民の笑顔と大陸を愛する気持ちが一番の魅力です。





“所得上限なし、学力要件なし。氷見市に戻ると奨学金等の返済が実質的に免除される助成制度”“金融機関の協力によって1.5%の低金利を実現した奨学ローン”等からなる奨学プログラムの社会実験スタート！

市内のすべての金融機関（7機関）と 「ぶり奨学プログラムに関する協定書」 を締結しました

概要

富山県氷見市（市長 本川祐治郎）は、氷見市で育った子どもたちがさらなる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援することを目的として、市内に本店または支店を置く7つのすべての金融機関（※1）と、「ぶり奨学プログラムに関する協定」を締結しました。

「地域に戻ってきたい」「もっと学びたい」「ふるさとの子どもたちを応援したい」「地元で就職・起業したい」…といった市民の希望をかなえる氷見市となるために、市民が利用する可能性がある、市内に本店・支店を置くすべての金融機関と連携して、様々な支援の制度を実施していきます。

※1：株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社富山銀行、氷見伏木信用金庫、氷見市農業協同組合、富山県信用漁業協同組合連合会
（以下、この7つの金融機関を協定締結金融機関と表記します）

協定の内容等

1 目的

氷見市及び協定締結金融機関がお互いに連携協力することにより、氷見市で育った子どもたちがさらなる成長のために進学し、氷見市に戻ってふるさとの未来のために活躍できるよう支援することが目的です。

2 連携事項

以下の事項について、知識、情報、ノウハウ、人材及びシステム等を活用した連携協力を行います。

- （1）ぶり奨学助成制度及びぶり奨学ローン制度の円滑な運営
- （2）両制度の1年ごとの利用状況の報告、今後の想定等についての情報交換
- （3）ぶり奨学寄附制度の持続性を高めること
- （4）ぶり奨学交流事業の実施に関すること
- （5）ぶり就職起業支援事業の実施に関すること
- （6）その他、協議により定める事項

協定締結式

- 1 日 時 平成28年12月22日（木）午後3時
- 2 場 所 氷見市役所 B棟2階 センター
- 3 締結式出席者（敬称略）
 - 株式会社北陸銀行（執行役員 高岡地区事業部本部長 梶谷英治）
 - 株式会社北國銀行（氷見支店 支店長 北知則）
 - 株式会社富山第一銀行（取締役 高岡ブロック担当 八幡正之）
 - 株式会社富山銀行（取締役 経営企画室長兼総合企画部長 森永利宏）
 - 氷見伏木信用金庫（理事長 大菱池洋）
 - 氷見市農業協同組合（代表理事組合長 伊藤宣良）
 - 富山県信用漁業協同組合連合会（氷見支店 支店長 横井栄）
 - 慶應義塾大学（総合政策学部 教授 玉村雅敏）
 - 鹿児島県長島町（副町長 井上貴至）
 - 氷見市（市長 本川祐治郎）

4 次 第

- (1) 開式
- (2) 出席者紹介
- (3) 協定の説明
- (4) 協定書調印
- (5) 記念撮影
- (6) 協定者挨拶
- (7) 閉式

※締結式終了後、引き続き記者会見を行います

ぶり奨学プログラムとは

「ぶり奨学プログラム」は荒波や海流の中での回遊を経て育っていく、出世魚「鱒（ぶり）」のたくましい成長のあり方から示唆を得ながら、産官学金労言の連携ならびに広域の自治体連携のもとで、検討を進めてきました。

氷見市の「ぶり奨学プログラム」は次頁の6本の柱で構成しています。大学等への進学、在学中の交流、氷見市に戻ってくるきっかけづくり等について、金銭的支援や方法的支援を一貫して行うことによって、子どもたちの成長の支援と氷見市に戻ってくる支援を実施する一連のプログラムとなっています。

1 通常の教育ローンより優遇される「ぶり奨学ローン」の創設

ぶり奨学ローンは、氷見市とぶり奨学プログラムについての協定を締結した金融機関が提供する低金利（現時点での利率は1.5%の変動利率）等の特徴があるローンです。

2 ぶり奨学ローン等の返済額を助成する「ぶり奨学助成制度」

ぶり奨学ローン及び氷見市が指定した国・県・市による奨学金について、返済額の元金及び利子相当額を助成します（月額4.5万円×修業年限相当の金額。大学4年間の場合は216万円相当）。

ぶり奨学ローンを借り入れた場合には、在学中の利子の返済額を助成します。また、卒業後10年以内に氷見市に戻ってきた場合には、元金及び利子の返済額について助成します。

ぶり奨学プログラムの理念のもと、「富山県、石川県以外の大学等に進学する」「公務員の就職者は助成の対象としない」「事前にぶり奨学プログラムの登録を行う」等の条件を満たせば、学力要件や所得上限無しに助成対象とします。

※条件等の詳細は別紙1をご参照ください

3 ふるさと納税や事業者等より寄附を募る「ぶり奨学寄附制度」

このプログラムに必要な資金の一部について、市民の皆さんや、氷見市出身の方々等から幅広く寄附を募ります。子どもたちが氷見市に戻ってきて、ふるさとの未来のために活躍してほしいというみんなの想いを共有して支援します。

4 氷見市出身の学生や卒業生の交流を図る「ぶり奨学交流事業」

同郷の仲間と氷見について語り、絆を深めてもらうために、氷見市出身の学生や卒業生の交流会を氷見市や首都圏等で開催します。

5 氷見市における就職・起業を支援する「ぶり就職起業支援事業」

企業や団体等と協力しながら、氷見市での就職・起業を応援する取り組みを行います。

6 大学等と連携する「ぶり大学等連携事業」

ぶり奨学プログラムの理念に共感する大学等と協力し、連携事業を行います。

氷見市における「ぶり奨学プログラム」の対象期間（社会実験の期間）

平成29年度から平成31年度末までの3年間を社会実験期間として、ぶり奨学プログラムを実施します。社会実験期間中の利用状況や成果等をもとに制度の継続等について議論する予定です。社会実験の結果によってその後の継続の可否や制度の改正等を行います。

検討の経緯

「ぶり奨学プログラム」は、平成27年8月3日に、氷見市、鹿児島県長島町（町長 川添健）、慶應義塾大学SFC研究所 社会イノベーション・ラボ（代表 玉村雅敏）の3者で「“地方創生”における「ぶり奨学プログラム」の研究と推進に係る覚書」を締結し、研究を開始しました。

氷見市では、市内の金融機関らを構成メンバーとした「ぶり奨学部会」を開催し、慶應義塾大学玉村雅敏教授の助言・指導の下で、継続的に検討を重ねてきました。また、長島町からは、井上貴至 副町長による多角的なノウハウ支援や、鹿児島相互信用金庫から講師派遣をしていただく等、実践的な支援や協力を得ながら検討を進めてきました。

こういった連携協力や、ぶり奨学部会にご参加いただいた金融機関等との細部にわたる検討を背景に、そのコンセプトの整理や、ぶり奨学助成制度等の財源確保の方針と財政の試算等を行ってきました。

これらの検討等を経て、基本的な考え方をまとめた上で、「氷見市ぶり奨学助成制度に関する条例」「氷見市ぶり奨学基金条例」及び「ぶり奨学借入金利子補給に係る債務負担行為」についての議案を12月議会に上程し、12月20日の本会議でこれらの議案が可決されました。



“地方創生”における「ぶり奨学プログラム」の研究と推進に係る覚書の締結式（平成27年8月3日）

今後の展開

対象となる学生とその保護者等に対して、ぶり奨学プログラムの説明会を実施します（説明会への参加をぶり奨学プログラムの参加要件としています）。

また、協定締結金融機関とともに、ぶり奨学プログラムの施行と検証を行っていきます。

ぶり奨学ローンについては、現在は各金融機関の教育ローン等をベースに作成していますが、社会実験期間を通じてぶり奨学プログラム用の商品をとともに検討します。

また、ぶり奨学寄附制度、ぶり奨学交流事業、ぶり就職起業支援事業等の推進を行います。

その他、慶應義塾大学SFC 研究所 社会イノベーション・ラボと長島町との連携協力のもと、情報交換や相互支援、社会発信等を行いながら、ぶり奨学プログラムをより魅力のある制度にするための取り組みを実施します。

その上で、平成32年度以降に当該プログラムの継続の可否等について検討していきます。

お問合せ先

氷見市市長政策・都市経営戦略部

地方創生政策監 宮本

秘書・市民とともに創る未来政策課

担当：出戸・蔵田・檜垣

（電話）0766-74-8011

1.ぶり奨学プログラムの目的と全体像

- ぶり奨学プログラムは、氷見市で育った人が広く日本や世界を回遊して活躍をすること、そして、氷見市に戻って、さらなる活躍をすることを支援することを狙いとしています。
- そのために、以下の①～⑥について、金銭的支援や方法的支援を一貫して行うことを想定しています。

- ① 通常の金利より優遇された「ぶり奨学ローン」
- ② ぶり奨学基金から元金及び利息相当額を補填する「ぶり奨学助成制度」（ぶり奨学金制度）
- ③ 事業者やふるさと納税等から寄附を募る「ぶり奨学寄附制度」
- ④ 出身の学生や卒業生の交流を図る「ぶり奨学交流事業」
- ⑤ 地域における就職・起業を支援する「ぶり就職起業支援事業」
- ⑥ 大学等と連携する「ぶり大学等連携事業」

2.ぶり奨学ローン

◇特徴

- 「ぶり奨学ローン」とは、ぶり奨学助成制度を利用するための奨学ローンです。ぶり奨学プログラムに賛同した金融機関がローンの提供を行います。
- ぶり奨学ローンは、通常の教育ローンのようなものではなく、奨学金のように毎月定額を貸し出すということを想定しています。

- ① 原則は通常の教育ローンと同じで、ローンを組むには各金融機関の審査が必要であり、貸し借りについては金融機関と当事者間で行う。審査については各金融機関の基準で行い、各機関の審査方針および審査については市は関与しない。
- ② ローンの金利については、金融機関が通常よりも優遇された低い利率を設定する。制度スタート時点では、金利が保証料込みで1.5%の変動金利となる金利優遇幅を設定する。金利の変動方法は各金融機関の基準によるが、金利優遇幅については、制度スタート時点に合わせる。競争環境の変化等によって、通常の商品の金利優遇幅がぶり奨学ローンと逆転した場合（通常の商品の金利が安くなった場合）等には、ぶり奨学ローンを提供している全金融機関との協議を行った上で、優遇幅の見直しを行うことがある。
- ③ ローンの商品については、毎月の定額送金を想定しているが、制度スタート時については各金融機関の商品に準じたものを利用して差支えない。社会実験期間中にぶり奨学ローンの利用状況を踏まえ、奨学ローンの主旨に合致した商品造成（定額送金等）を検討する。
- ④ 社会実験期間中の各金融機関の商品の借入総額が216万円（月4.5万円×4年相当分）を超える部分の金利優遇については、各金融機関の自由とし、その利率については市は関与しない。

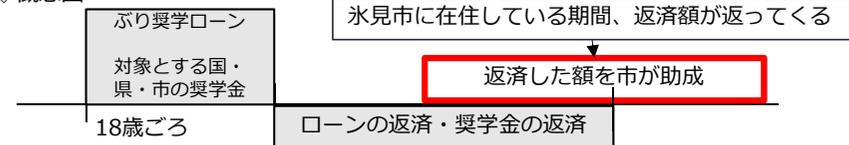
◇金融機関の参加条件

- ① 「ぶり奨学プログラム」の理念に共鳴すること。
- ② 通常の金利より優遇された「ぶり奨学ローン」を創設すること。
- ③ 「ぶり奨学基金」の持続性を上げることに協力すること。
- ④ 氷見市に戻りたいという希望をかなえるために「ぶり奨学交流事業」や「ぶり就職起業支援事業」で場の提供、事業計画策定支援等を行うこと。
- ⑤ 本店または支店が氷見市内にあること。

※氷見市内に本店または支店がある全金融機関（株式会社北陸銀行、株式会社北國銀行、株式会社富山第一銀行、株式会社富山銀行、氷見伏木信用金庫、氷見市農業協同組合、富山県信用漁業協同組合連合会）がぶり奨学ローンを提供することとなりました

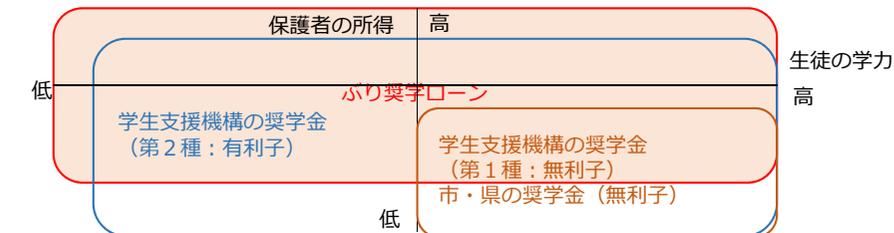
3.ぶり奨学助成制度（ぶり奨学金制度）

◇概念図



◇対象となる奨学金や奨学ローン

- ぶり奨学ローンに加え、国（日本学生支援機構）・県・市の奨学金もぶり奨学助成制度の対象とします。



◇ぶり奨学助成制度（ぶり奨学金制度）の特徴

制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶり奨学助成金の対象者が氷見市に戻ってきた場合、対象となる奨学金や奨学ローンの返済額の一部または全額を市が対象者に対して支払う。ぶり奨学ローンの場合は、在学期間中の利子分の額を支払う。
支払金額	<ul style="list-style-type: none"> ・月額4.5万円×4年分（4年分は大学の場合。他の場合は修業年限を限度として支払う。）に相当する金額（216万円）を上限として、市が対象者に対して支払う。対象となる奨学金の貸与額と奨学ローンの元金借入額の合計が216万円に満たない場合は、元金借入額相当金額を支払う。（たとえば、月額3万円の奨学金の貸与を受けていた場合は、144万円に相当する金額を支払う。） ・ぶり奨学ローンの利子分については、在学期間中の利子分の額を市が対象者に対して支払う。 ・卒業後、元金が支払対象となった場合（氷見市に戻ってきた場合）、ぶり奨学ローンや学生支援機構（第二種）の利子分については、元金分に利子分を付加した金額を市が対象者に対して支払う。 ・元金が支払い対象となった場合の元金と利子（利子については利子の支払いがある場合）については、借入総額または貸与総額（月額4.5万円×修業年限相当の金額を限度とする。）の10分の1相当の額を10年間市が対象者に対して支払う。 ・卒業後に繰り上げ返済をした場合であってもぶり奨学助成金の支払対象とする。（たとえば、卒業直後に全額を繰り上げ返済した場合でもぶり奨学助成金の支払対象とする。）ただし、ぶり奨学ローンや学生支援機構（第二種）を繰り上げ返済した場合については、繰り上げ返済後の利子分は支払対象とせず、無利子奨学金と同額（元金部分のみ）を市が対象者に対して支払う。
対象となる奨学金や奨学ローン	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶり奨学ローン、氷見市育英資金奨学金、富山県奨学金、日本学生支援機構（国）の奨学金（第一種、第二種） ・上記奨学金やぶり奨学ローンを併用した場合もぶり奨学助成金の支払いの対象とするが、支払金額の上限は216万円とする。
対象となる人、対象としない人	<ul style="list-style-type: none"> ・富山県、石川県以外の大学、短大、専修学校に進学した人と高等専門学校の4、5年次が対象（大学院は対象としない。） ・修業年限（大学は4年、短大は2年等）の期間を対象とし、留年した場合の留年期間分は対象としない。6年制大学の場合は修業年限を4年とみなす。 ・公務員就職者は助成の対象としない。ただし、在学中のぶり奨学ローンの利子分については支払いの対象とする。 ・2017年4月時点で大学、短大、専修学校に在学している人と高等専門学校の4、5年次の人を対象とする。 ・2017年4月以前に大学在学中の人については、2017年4月以降の在籍期間を対象とする。その場合、対象となる奨学金や奨学ローンを利用し、ぶり奨学プログラムの理念等の説明を聞いた上でぶり奨学プログラムへの登録を行うことを条件とする。 ※例えば、2017年4月時点で大学3年生の人に対しては、大学3年時と4年時の2年分を奨学金の支払対象とする ・退学者については、ぶり奨学助成金の支払いの対象としない。 ・ぶり奨学ローンの借入者がぶり奨学ローンの債務の履行を行わなかった場合は、返済額の多寡に関わらず、債務不履行となった年度とそれ以降のぶり奨学助成金の支払いを停止する。
ぶり奨学ローンを利用した場合のぶり奨学助成金の支払金額の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶり奨学ローンを利用した場合のぶり奨学助成金の支払金額について、金利部分については、利用者が各金融機関へ支払った金額と市が示すモデルを基準とした金利分の支払額のうち、いずれか低い額を支払う。 【市が示すモデルの計算方法】 ・1.5%をスタート時の基準金利（変動金利）とする。変動基準については、みずほ銀行の長期プライムレートを利用する。 ・金利の見直し時期を毎年10月1日時点とする。 ・基準金利（スタート時1.5%）の計算方法について、基準時点の長期プライムレート（スタート時点では0.95%）にスプレッド（0.55%）を上乗せする。スプレッドは0.55%で固定する。 ・金利の計算例：仮に、平成30年10月1日時点の長期プライムレートの金利が1.05%になった場合は、その数字に0.55%上乗せした1.6%とする。
支払条件	<ul style="list-style-type: none"> ・【申請時】ぶり奨学プログラムの理念等の説明を聞いた上で、ぶり奨学プログラムへの登録を行うこと。（登録住所にぶり奨学交流事業の案内の送付等を行う。） ・【在学中】ぶり奨学交流事業に毎年1回以上参加すること。 ・【支払時】大学、短大、専修学校、高等専門学校卒業後10年以内に氷見市に住居登録し、その後転出することなく、現に居住していること。（住居登録後に途中で転出した場合は、転出した年とそれ以降の交付を受けられず、また、再度転入したとしても交付は受けられない。）初回申請時に卒業証明書の提出、毎年ローンや奨学金の支払証明の提出を行う。ローンや奨学金を繰り上げ返済している場合は、返済証明書を提出する。 ・市税を滞納していないこと。
支払タイミング	<ul style="list-style-type: none"> ・元金及び利子（氷見市に戻ってきた場合）については、本人が年度末に市役所で手続きを行うことによって支払う。 ・ぶり奨学ローンの在学期間中の利子については、支払条件を満たしている人に対して、毎年支払う。
原資	<ul style="list-style-type: none"> ・ぶり奨学ローンの在学期間中の利子については、寄附金やふるさと納税等を原資とする。 ・その他については、原則として市税等を利用する。（本人が氷見市に戻ってくることに伴って増加する税収等を想定）
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・社会実験として、2017年度初年から3年間限定でスタートする。 ・2019年度を一旦の区切りとする（2019年度は氷見市まち・ひと・しごと創生総合戦略の区切りと同じ）。「利用状況」「寄附金額」「市内の機運」「当該制度がUターンへのインセンティブになったか」「その他追加で出てきた論点」等を総合的に勘案した上で制度の継続や金額の増減について検討する。